



平成 18 年 5 月 12 日

各位

会社名 日本電信電話株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 和田 紀夫
(コード番号9432 東京・大阪・名古屋
第一部及び福岡・札幌の各証券取引所)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の施行にともない、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。
 - ① 株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報をインターネットで開示することにより、株主の皆様に対して提供したものとみなすことを可能とする制度が認められたため、規定を新設するものであります。(第 15 条)
 - ② 取締役会の機動的な運営を可能とするため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります。(第 23 条)
 - ③ 上記のほか、会社法に基づく必要な規定の加除・修正および新設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うことができるよう、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式の取得ができる旨の規定を新設するものであります。(第 8 条)
- (3) 株主および端株主の皆様のご便宜を図るため、端株の買い増しに係る規定を新設するものであります。(第 9 条)
- (4) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除すること、ならびに、社外

取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。（第 25 条、第 31 条）

なお、取締役の責任免除の規定（第 25 条）の新設については、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

本件に関するお問い合わせ先
第五部門 法務担当
T e l : 03-5205-5481
E-Mail : legal@hco.ntt.co.jp

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>(機関)</u> <u>第 5 条 本社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p>
<p><u>(株式の総数)</u> <u>第 5 条 本社の発行する株式の総数は、6,192 万 9,209 株とする。</u></p>	<p><u>(発行可能株式総数)</u> <u>第 6 条 本社の発行可能株式総数は、 6,192 万 9,209 株とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株券の発行)</u> <u>第 7 条 本社は、株式に係る株券を発行 する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(自己の株式の取得)</u> <u>第 8 条 本社は、会社法第 165 条第 2 項 の規定により、取締役会の決議によって 市場取引等により自己の株式を取得する ことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(端株の買い増し)</u> <u>第 9 条 本社の端株主は、株式取扱規則 に定めるところにより、その有する端株 と併せて 1 株となるべき端株を売り渡す べき旨を請求することができる。</u></p>
<p><u>(株式取扱規則)</u> <u>第 6 条 本社の発行する株券の種類並びに株 式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質 権の登録、株券の再発行、信託財産の表示、 株券喪失登録に係る手続その他株式及び端 株に関する手続及び手数料は、取締役会にお いて定める株式取扱規則による。</u></p>	<p><u>(株式取扱規則)</u> <u>第 10 条 本社の株式及び端株並びに新株 予約権に関する手続及び手数料は、法令 又はこの定款のほか、取締役会において 定める株式取扱規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(住所・印鑑等の届出)</p> <p><u>第7条</u> 株主(実質株主を含む。以下同じ。)、<u>登録質権者及び端株主又はその法定代理人若しくは代表者は、その氏名、住所及び印鑑を本会社に届け出なければならない。その変更があったときも、同様とする。</u></p> <p>2 外国に居住する株主、<u>登録質権者及び端株主又はその法定代理人若しくは代表者は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、本会社に届け出なければならない。その変更があったときも、同様とする。</u></p> <p>3～4 (省略)</p>	<p>(住所・印鑑等の届出)</p> <p><u>第11条</u> 株主(実質株主を含む。以下同じ。)、<u>登録株式質権者及び端株主又はその法定代理人若しくは代表者は、その氏名、住所及び印鑑を本会社に届け出なければならない。その変更があったときも、同様とする。</u></p> <p>2 外国に居住する株主、<u>登録株式質権者及び端株主又はその法定代理人若しくは代表者は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、本会社に届け出なければならない。その変更があったときも、同様とする。</u></p> <p>3～4 (現行どおり)</p>
<p>(基準日)</p> <p><u>第8条</u> 本会社は、毎年3月31日における株主名簿及び実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)に記載又は記録された株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿等に記載又は記録された株主若しくは登録質権者又は同日における端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主、質権者又は端株主とみなす。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 本会社は、<u>名義書換代理人</u>を置き、株式の名義書換並びに株券喪失登録簿、端株原簿及び実質株主名簿の記載又は記録等の事務を担当させることができる。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>、その設置の場所及びその権限は、取締役会が定めて公告する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> 本会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、端株原簿及び実質株主名簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿、端株原簿及び実質株主名簿に関する事務を委託する。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>、その設置の場所及びその権限は、取締役会が定めて公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第10条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 本会社は、毎年3月31日における株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議長) 第11条 (省略)</p> <p>(決議方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(議長) 第16条 (現行どおり)</p> <p>(決議方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 13 条</u> 株主又はその法定代理人は、<u>本会社の株主以外の者に議決権の行使を委任してはならない。ただし、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 18 条</u> 株主又はその法定代理人は、<u>本会社の議決権を有する株主 1 名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。また、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。</u></p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会の議事録)</p> <p><u>第 14 条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、<u>議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が、これに記名押印しなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p><u>第 15 条</u> (省略)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p><u>第 19 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任決議)</p> <p><u>第 16 条</u> 取締役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役の選任決議)</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役の選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第 17 条</u> 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 18 条</u> 本会社に、社長 1 名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から<u>選任</u>する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前項の会長、副社長及び常務取締役の<u>選任</u>については、第 1 項の規定を準用する。</p> <p>4～7 (省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第 22 条</u> 本会社に、社長 1 名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から<u>選定</u>する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前項の会長、副社長及び常務取締役の<u>選定</u>については、第 1 項の規定を準用する。</p> <p>4～7 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会)</p> <p><u>第 19 条</u> 1～4 (省略)</p> <p>5 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席取締役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p><u>6</u> (省略)</p>	<p>(取締役会)</p> <p><u>第 23 条</u> 1～4 (現行どおり)</p> <p>5 取締役会の決議は、議決に加わること<u>ができる</u>取締役の過半数が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p><u>6</u> 前項の規定にかかわらず、本会社は、<u>会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>7</u> (現行どおり)</p>
<p>(相談役及び顧問)</p> <p><u>第 20 条</u> (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(相談役及び顧問)</p> <p><u>第 24 条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 25 条</u> 本会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 本会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(監査役の員数)</p> <p><u>第 21 条</u> (省略)</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p><u>第 26 条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任決議) <u>第 22 条</u> 監査役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) <u>第 23 条</u> 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) <u>第 24 条</u> 監査役は、<u>互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>(監査役会) <u>第 25 条</u> (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任決議) <u>第 27 条</u> 監査役の選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) <u>第 28 条</u> 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) <u>第 29 条</u> 監査役会は、<u>その決議により常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(監査役会) <u>第 30 条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第 31 条</u> 本会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 本会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(営業年度)</p> <p>第 26 条 本会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>営業年度末を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 27 条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期における端株原簿に記載又は記録された端株主に<u>支払う。</u></p> <p>2 前項の<u>配当金</u>については、株主又は端株主が受領遅滞の日から起算して 3 年以内に受領しないときは、本会社は<u>支払の義務</u>を免れる。</p> <p>3 <u>利益配当金</u>には、前項の期間内であっても、利息を付さない。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 32 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 33 条 本会社は、毎事業年度末日における株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び毎事業年度末日における端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、<u>剰余金の配当</u>をすることができる。</p> <p>2 前項の<u>剰余金の配当</u>については、株主又は端株主が受領遅滞の日から起算して 3 年以内に受領しないときは、本会社は<u>その義務</u>を免れる。</p> <p>3 <u>剰余金の配当</u>には、前項の期間内であっても、利息を付さない。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第 28 条 本会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日における株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日における端株原簿に記載又は記録された端株主に対して<u>商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配</u> (以下「<u>中間配当金</u>」という。)を行うことができる。</p> <p>2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、<u>中間配当金</u>に準用する。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 34 条 本会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日における株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び同日における端株原簿に記載又は記録された端株主に対して<u>会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当</u> (以下「<u>中間配当</u>」という。)をすることができる。</p> <p>2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、<u>中間配当</u>に準用する。</p>